

平成23年度事故防止対策支援推進事業 (社内安全教育の実施に対する支援) 募集要領

1. 補助事業の概要

(1) 補助内容

事故防止コンサルティングの実施に対する支援

(2) 補助対象事業者

① 一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者である者

（注）中小企業基本法第2条第1項第1号：資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

(3) 補助対象となるコンサルティング

国土交通大臣の認定をうけているもの

（具体的な補助対象）

○国土交通大臣の認定をうけているコンサルティングの活用に係る経費

(4) 補助率

コンサルティングの活用に必要な経費の1/3

(5) 補助採択の方針

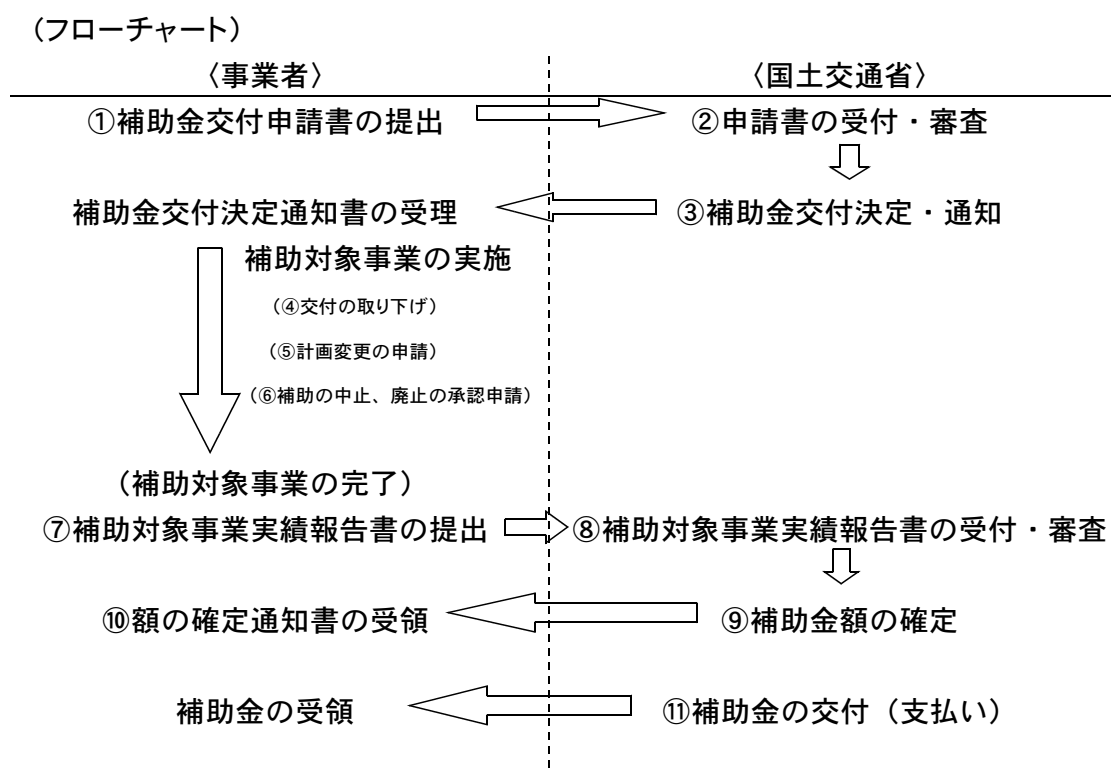
補助対象事業者は、当該補助金の交付申請を行う場合は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 補助対象者が、旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省国自第1087号）又は貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省国自第1090号）に基づく安全マネジメントに関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標・計画を策定すること

(2) 補助金交付申請書の提出から契約まで一ヶ月以上の期間があり、かつ、平成24年2月29日までにコンサルティングが完了すること。

- (3) 補助事業完了後、国土交通省より補助事業実施に係る調査を行う場合があり、その場合は調査に協力すること。
- (4) 複数の者が共同して申請をする場合には、当該コンサルティングの費用負担について交付を受けようとする複数の者の間で契約書を交わすこと。

2. 補助金交付までの流れ



① 補助金交付申請書の提出

補助金の交付申請をしようとする補助対象事業者は、下記の書類に必要事項を記載のうえ最寄りの各地方運輸局に提出すること。(1)~(2)は3部、(3)~(9)は1部提出すること。詳細はホームページ掲載資料を参照のこと。

- (1) 交付要綱第1号様式
- (2) 実施要領の別紙10
- (3) 実施要領の別紙11
- (4) 旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省国自第1087号）又は貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省国自第1090号）に基づく安全マネジメントに関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標・計画について記載した書類
- (5) 申請者が中小企業基本法第2条第1項第1号に掲げる中小企業者であることを

証する書類（営業報告書の直近事業年度分から必要部分を抜粋したもの等）

- (6) 申請者情報、振込先情報を記載した書類
- (7) 補助対象経費の基礎となる見積書
- (8) 補助対象経費の基礎となる仕様書
- (9) (申請者が共同して申請する場合)当該コンサルティングの費用負担について交付を受けようとする複数の申請者の間で取り決めた契約書

② 申請の受付、審査

補助対象事業者から申請書の提出があったとき、各地方運輸局において申請書の受付、受理を行った後に国土交通省自動車交通局安全政策課に進達し、国土交通省自動車交通局安全政策課において所要の審査を行う。

③ 補助金交付決定、通知

国土交通省自動車交通局安全政策課において所要の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において、別表の定めるところにより交付決定を行う。この場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとするほか、交付決定に際して、必要な条件を付すことが出来る。

また、交付決定をしたときは、すみやかにその決定の内容を自動車事故対策費補助金交付決定通知書により事業者へ通知するものとする。

④ 交付申請の取下げ

補助金の交付決定を受けた事業者は、補助金の決定の内容又はその条件に不服があるときは、補助金の交付決定の通知があった日から20日以内に、交付要綱の別紙第3号様式による自動車事故対策費補助金交付申請取下届出書を提出することで、補助金の申請を取り下げる事が出来る。

⑤ 計画変更の申請

事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、交付要綱第7条2項に掲げる軽微な変更を除き、あらかじめ交付要綱の別紙第4号様式による補助対象事業の計画変更承認申請書を提出して、その承認を受けなければならない。

⑥ 補助の中止、廃止の申請

事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ交付要綱の別紙第5号様式による補助対象事業の中止（廃止）承認申請書を大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

⑦ 補助対象事業実績報告書の提出

事業者は、補助対象事業が完了した日から1ヶ月以内又は平成24年3月31日のいずれか早い日までに下記の書類に必要事項を記載のうえ最寄りの各地方運輸局に提出すること。(1)~(3)は3部、(4)~(7)は1部提出すること。詳細はホームページ掲載資料を参照のこと。

- (1) 交付要綱第9号様式
- (2) 交付要綱第7号様式
- (3) 実施要領別紙12
- (4) 補助対象経費を購入した際の領収書のコピー
- (5) 補助対象機器を購入した際の振込証明書、または預金通帳のコピー
- (6) 事業の実施を証する書類(コンサルティング会社と交わした契約書等)
- (7) 当該コンサルティングに係る報告書

⑧ 補助対象事業実績報告書の受付・審査

補助対象事業者から報告書の提出があったとき、各地方運輸局において申請書の受付、受理を行った後に国土交通省自動車交通局安全政策課に進達し、国土交通省自動車交通局安全政策課において所要の審査を行う。

⑨ 補助金額の確定

国土交通省自動車交通局安全政策課において所要の審査を行い、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、自動車事故対策費補助金の額の確定通知書を当該事業者に通知するものとする。

3. 補助金交付申請書の受付期間

【申請受付期間】

平成23年5月23日～平成23年7月1日

【申請受付場所】

最寄りの各地方運輸局、運輸支局(沖縄の場合は沖縄総合事務局で受付を行います)

【申請受付時間】

9時～16時

【申請受付方法】

- ・ 申請受付場所への申請書類持ち込み(郵送は認められませんのでご注意ください)

4. 注意事項

補助金の申請受付期間中の申請状況において予算枠に達した場合には、その日をもって受付を締め切ることとする。また、その旨については、翌日公表するものとする。

5. 補助金交付申請の窓口

補助金交付申請の窓口は下記の各運輸局窓口、もしくは各運輸支局窓口にて行っております。

- 北海道運輸局自動車技術安全部整備保安課（電話：011-290-2754）
- 東北運輸局自動車技術安全部整備保安課（電話：022-791-7534）
- 北陸信越運輸局自動車技術安全部整備保安課（電話：025-244-6114）
- 関東運輸局自動車技術安全部保安環境課（電話：045-211-7256）
- 中部運輸局自動車技術安全部保安環境課（電話：052-952-8044）
- 近畿運輸局自動車技術安全部保安環境課（電話：06-6949-6454）
- 中国運輸局自動車技術安全部整備保安課（電話：082-228-9141）
- 四国運輸局自動車技術安全部整備保安課（電話：087-835-6372）
- 九州運輸局自動車技術安全部保安環境課（電話：092-472-2546）
- 沖縄総合事務局運輸部陸上交通課（電話：098-866-1836）